

改正後	現行
福岡県労働委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則	福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
福岡県労働委員会に対して行うこととされ、又は福岡県労働委員会が行うこととしている手続等及び規程の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて福岡県労働委員会に対して行うこととされ、又は福岡県労働委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為は福岡県労働委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）の規定の例による。	福岡県労働委員会に対して行うこととされ、又は福岡県労働委員会が行うこととしている手続等及び規程の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて福岡県労働委員会に対して行うこととされ、又は福岡県労働委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為は福岡県労働委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）の規定の例による。